

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	49-2	担当課	薬務衛生課
法令名	公衆浴場設置等の基準等に関する条例	根拠条項	5-8-18	不利益処分の種類	許可の取消、営業の停止	
公衆浴場設置等の基準等に関する条例						
第5条第1項第18号						
前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。						